

クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進

(外国人海外需要開拓支援等活動促進事業 特区法第16条の7)

活用する規制改革

現状

- ・クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材に対し、その受入れニーズは急速に多様化・拡大
- ・クールジャパン・インバウンド分野に関わる外国人材の受入れについては、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「技能」の現行の上陸許可基準で求められる学歴又は実務経験といった要件を満たした上で、入国・在留が可能

見直し後

- クールジャパン・インバウンド対応分野の受入れについて、
- ・活動内容が「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に該当するか否か
 - ・在留資格への該当性が認められた場合、現行の上陸許可基準で求められる学歴や実務経験要件と同等の知識・技能等の水準を、国内外の資格・試験や受賞歴等で代替できるか否か
- について、区域会議において関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、必要に応じ上陸許可基準の特例の対象等とする枠組みを設ける

効果

- ・クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れ・就業の促進
- ・クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応の促進

具体的事業

クールジャパン・インバウンド分野



代替
基準

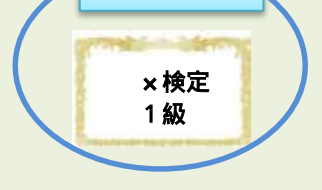
上陸許可基準

学歴 又は 実務経験

受賞歴



資格・検定



×検定
1級

専門的な外国人材の
一層の受入れ促進！

